仕　様　書

１　業務目的

南相馬市民文化会館建設時の影響による電波障害のための共聴アンテナ設備が老朽化してきていることから、受信点を変更し、全体更新を行う。

２　業務名

南相馬市民文化会館　共聴設備更新業務委託

３　業務場所

南相馬市原町区本町二丁目地内

４　履行期間

契約締結の日から令和１０年３月１７日まで

５　業務内容

（１）電波遮蔽防除更新（仙台遮蔽・原町遮蔽）

①既設の受信点については、設置場所を市民文化会館（ゆめはっと）屋上に設置箇所を変更するものとし、電波受信状況の調査測定を実施した上、新たな路線の更新を行うもの。

②本業務を実施するにあたっては、本共聴設備を利用している全対象世帯の現行機器と同様の視聴状況、テレビ端子における受信レベル等を戸別に調査・確認すること。

③費用に含まれる範囲は、機器および機材の設置及び設定費、設置作業にかかる材料費、設置作業にかかる人件費、諸経費、既存機器の撤去・廃棄料のほか、業務委託に伴う一時的な仮設・養生費用の一切を含むものとする。

④撤去した発生材は、適切に産業廃棄物処分すること。

⑤契約金額の範囲内で措置できる消耗品等については、受託者の負担とする。

⑥本業務の遂行に必要な関係官庁（道路管理者等）への各種申請・届出、および電力会社への電源引き込み等の手続きはすべて受託者が代行し、これに要する諸費用は受託者の負担とする。

⑦更新作業に伴う一時的なテレビ視聴停止や、宅内調査・施工の日程調整などに関する住民周知文の作成、全戸への事前配布、説明等の代行を行うこと。周知文の文面等については事前に発注者の確認を受けること。

⑧更新作業期間中および業務委託完了後に発生した、テレビの映り不良、ノイズ発生、その他住民からの問い合わせや苦情等に対しては、受託者が受付および迅速な現場対応（原因究明・復旧）を行うこと。

⑨契約締結後、速やかに詳細な工程表を提出し、発注者の承認を得ること。また、業務の進捗状況について、発注者へ定期的に報告を行うこと。

⑩受信点となるアンテナ、マスト、支持線、および配線類等の設置にあたっては、市民文化会館の建物外観や周辺の景観を損なわないよう配慮すること。また、設置にあたっては、事前に機器の配置や配線ルート等をまとめた施工方法に伴う計画書を提出し、発注者及び施設管理責任者の事前承諾を得たうえで施工に着手しなければならない。

（２）既設施設撤去業務

①旧受信点のアンテナ、保安器、支持線、電源引込線、および不要となる既設伝送路・基礎等の撤去・処分を行うこと。

②基礎撤去等に伴う掘削跡地は、周辺環境に合わせて適切に埋め戻し、従前の状態同等に復旧すること。

（３）設置機器

以下（6　業務内容内訳詳細）に示す機器及び項目について納入・施工することとする。なお、納入機器については参考品とし、同等以上の機能を有するものであれば、同一物を納入しなくてもよいこととする。

6　業務内容内訳詳細

No.	名称	規格・仕様	数量	単位
1　電波遮蔽防除業務（仙台遮蔽）				
1　FTTH化新設（仙台遮蔽）				
	UHFアンテナ　27素子	LS27GSN	2	基
	現地調査費		1	式
	有線電気通信設備設置届		1	式
	地上デジタルヘッドアンプ	6HA55DUN	2	台
	光送信機	OTD7BL6T	1	台
	電源供給器	ZP3030S　FT	1	台
	ビル用側面付マスト（3.0m）	PSM300（501）	2	本
	UHFプリアンプ	UPA25A	2	台
	光クロージャ		16	台
	光受信機	ORD7BT2	30	台
	側面付けマスト取付金具	PSH65K	2	個
	側面付けマスト取付金具	PSH65K+ソコイタ	2	個
	UHFミキサー	MX2N（U+U）	11	個
	光カプラー	3カプラー	13	個
	8分岐光スプリッター		4	台
	19インチラック	FS80-616EN	1	台
	装柱材		32	基
	同軸ケーブル　10C		30	m
	光ファイバードロップケーブル2芯		2,000	m
	光ファイバーケーブル（架線用）吊線付8芯		601	m
	光ファイバーケーブル（架線用）吊線付24芯		280	m
	光ファイバーケーブル（架線用）吊線付48芯		150	m
	資材運搬費		1	式
	高所作業車費		1	式
	交通誘導員費		1	式
	電力柱申請費		1	式
	雑材消耗品		1	式
	労務費		1	式

No.	名称	規格・仕様	数量	単位
2	既設施設撤去業務（仙台遮蔽）			
	受信点撤去		1	式
	保安器撤去		59	台
	電源引込線撤去		1	台
	装柱材撤去		55	基
	同軸ケーブル12C撤去		3,696	m
	撤去品運搬費		1	式
	高所作業車費		1	式
	交通誘導員費		1	式
	電力低圧線廃止申請費		1	式
	占用廃止申請費		1	式
	雑材消耗品		1	式
	労務費		1	式
2	電波遮蔽防除業務（原町遮蔽）			
1	FTTH化新設（原町遮蔽）			
	UHFアンテナ　27素子	LS27GSN	2	基
	現地調査費		1	式
	有線電気通信設備設置届		1	式
	地上デジタルヘットアンプ	6HA55DUN	2	台
	光送信機	OTD7BL6T	1	台
	電源供給器	ZP3030S　FT	1	台
	ビル用側面付マスト（3.0m）	PSM300（501）	2	本
	UHFプリアンプ	UPA25A	2	台
	光クロージャ		11	台
	光受信機	ORD7BT2	27	台
	側面付けマスト取付金具	PSH65K	2	個
	側面付けマスト取付金具	PSH65K+ソコイタ	2	個
	UHFミキサー	MX2N（U+U）	11	個
	光カプラー	3カプラー	11	個
	8分岐光スプリッター		3	台
	19インチラック	FS80-616EN	1	台
	装柱材		26	基
	電線管　36ｍｍ　溶融亜鉛メッキ		5	本
	電線管付属品（溶融亜鉛メッキ）		1	式
	ワールドダクター	D1A10	12	個
	ダクター用配管支持材	DC39	12	個
	PF-D管　36ｍｍ		30	m
	CD・PF管付属品		1	式

No.		名称	規格・仕様	数量	単位
		コンビネーションカップリング	PFS-36GNR	3	個
		同軸ケーブル　10C		30	m
		光ファイバードロップケーブル2芯		2,000	m
		光ファイバーケーブル（架線用）吊線付8芯		303	m
		光ファイバーケーブル（架線用）吊線付24芯		260	m
		光ファイバーケーブル（架線用）吊線付48芯		150	m
		プルBOX　300×300×300（SUS）		1	個
		配管支持材		1	式
		ボックスコネクタ		1	個
		資材運搬費		1	式
		高所作業車費		1	式
		交通誘導員費		1	式
		壁貫通施工		10	箇所
		電力柱申請費		1	式
		雑材消耗品		1	式
		労務費		1	式
	2	既設施設撤去業務（原町遮蔽）			
		受信点撤去		1	式
		保安器撤去		52	台
		電源引込線撤去		1	台
		装柱材撤去		47	基
		同軸ケーブル12C撤去		2,998	m
		撤去品運搬費		1	式
		高所作業車費		1	式
		交通誘導員費		1	式
		電力低圧線廃止申請費		1	式
		占用廃止申請費		1	式
		雑材消耗品		1	式
		労務費		1	式

7　完了報告等

業務完了時には、成果物として更新経過のわかる写真台帳（施工前・施工中・施工後の状況が確認できるもの（撤去・復旧状況含む））、竣工図書（平面図、系統図、配線図等一式）、測定データ（新受信点及び各世帯の受信レベル等の測定記録表）、取扱説明書、保証書等を納品すること。

８　秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

９　環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

１０　その他

⑴本仕様書に明記されていない事項や詳細については、生涯学習課と協議の上、実施すること。

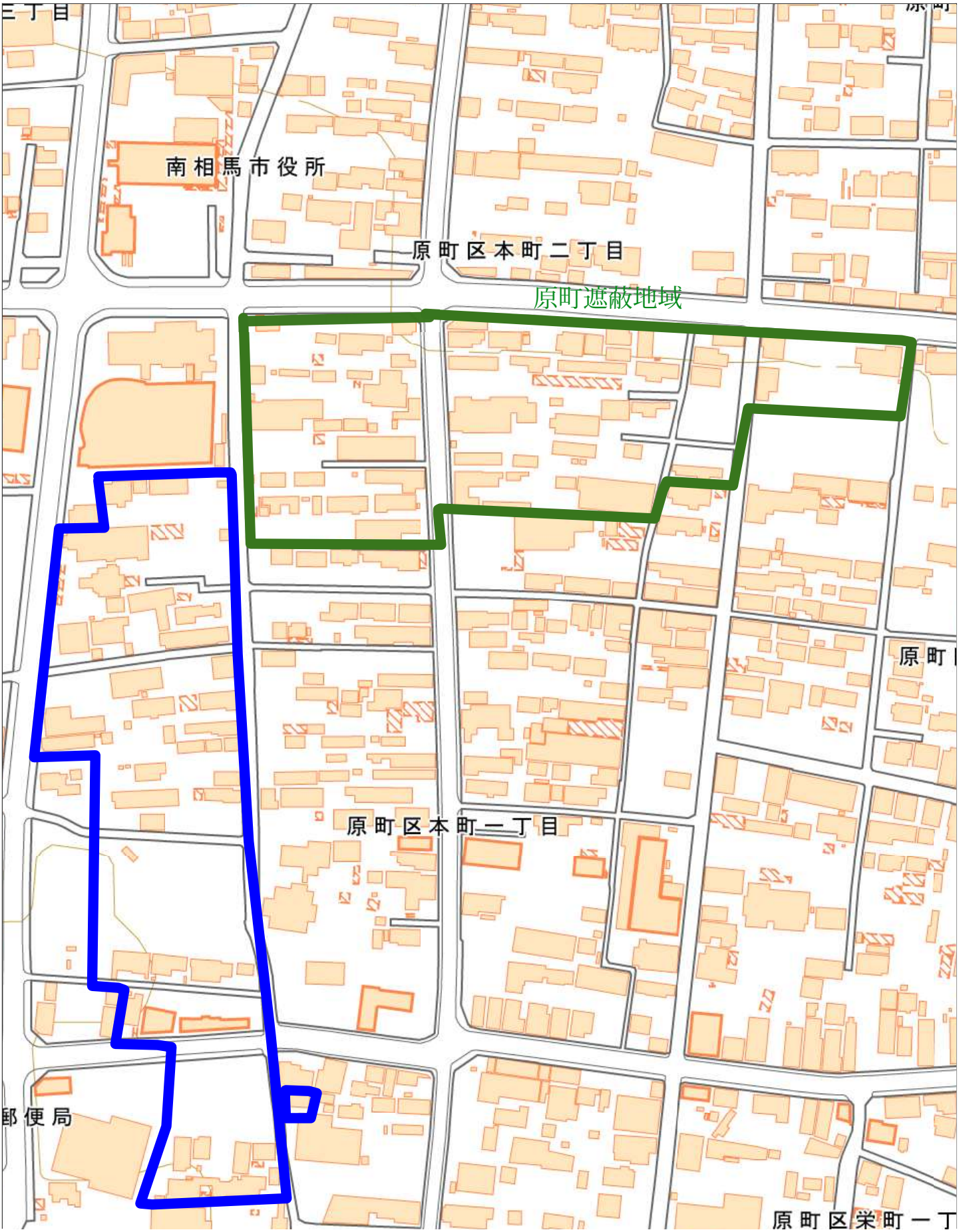
⑵本業務の実施にあたっては、関連法規等を遵守し、併せて担当職員の指示によること。

⑶本業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

⑷本業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

地理院地図
GSI Maps

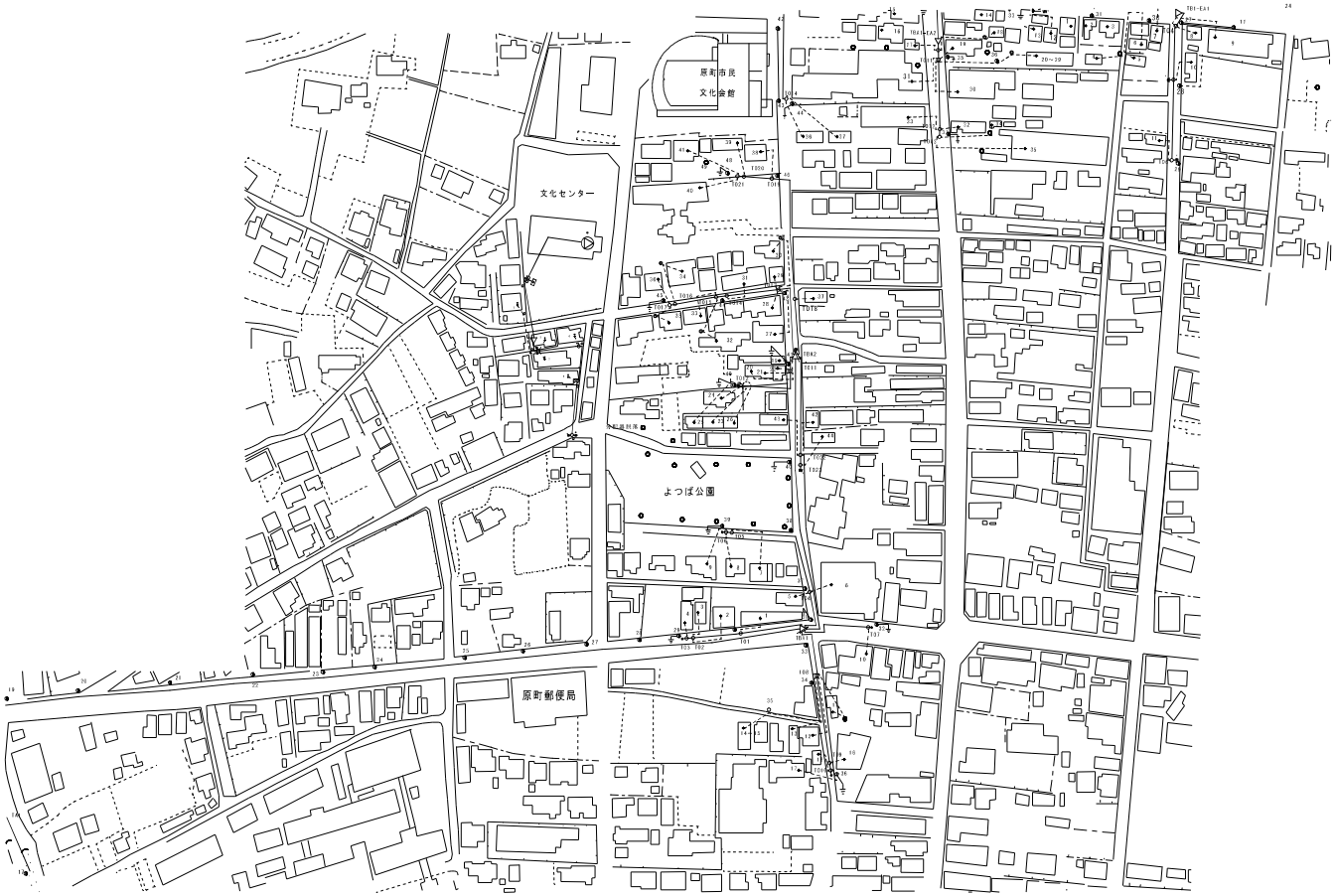
南相馬市民文化会館　電波障害対象地域



1

2

3



凡 例

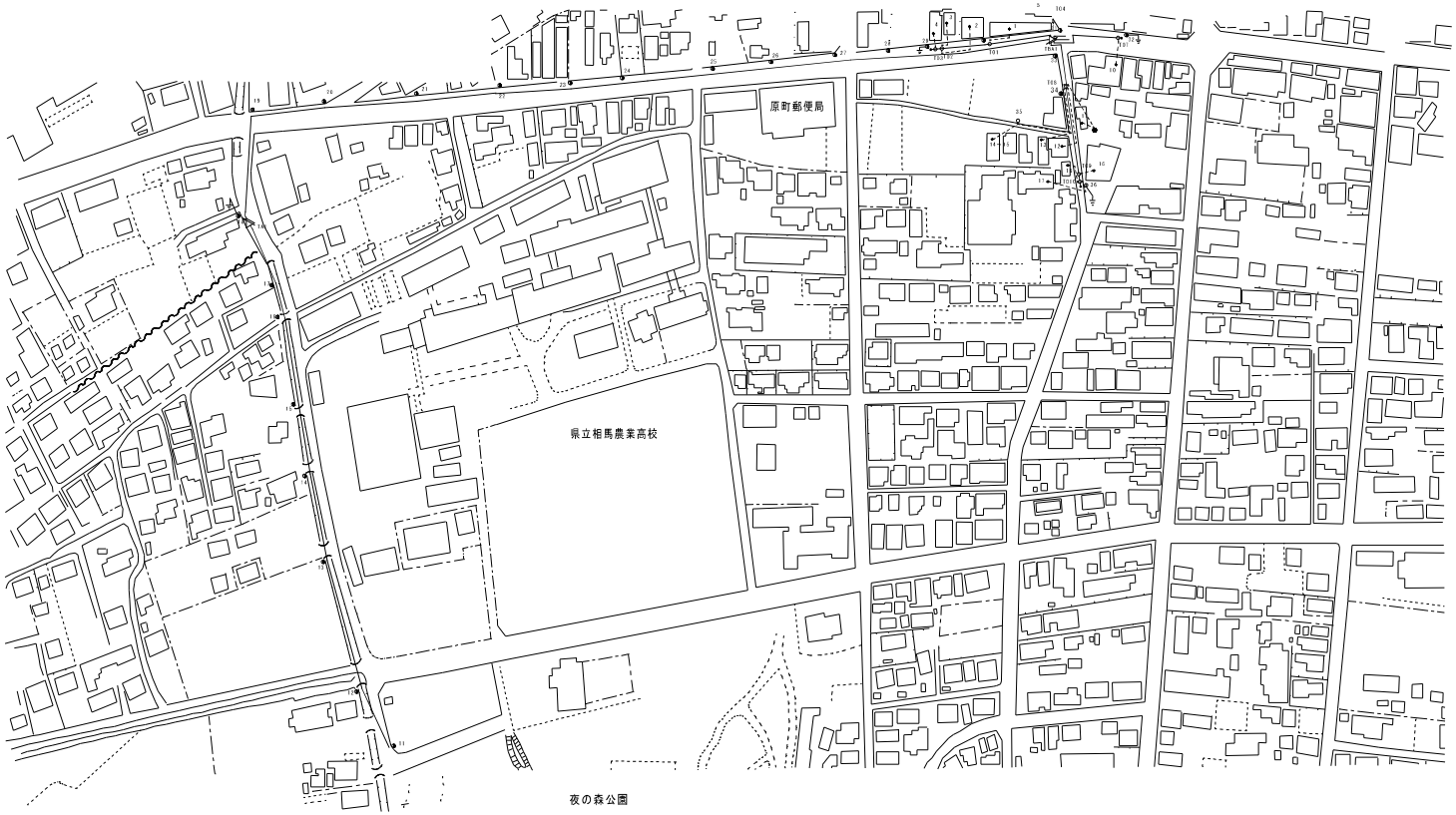
シンボル	記 号	名 称	シンボル	記 号	名 称	シンボル	記 号	名 称
	HE	受信用増幅器		TO	1分岐器		BL	分岐線
	TA	幹線増幅器		TO	2分岐器		DL	引込線
	TDA	幹線分配増幅器		TO	4分岐器			電力引込箇所
	TBA	幹線分岐増幅器		TO	2分配器			電源重畳
	EA	延長増幅器		TO	4分配器			
	PS	電源供給器		SB	保安器			
	P1	電源挿入器		R	ダミー抵抗			
	DC,D	分岐、分配器		TL	幹 線			

平成２１年度	工事番号 第 号		
(仮称)南相馬市民文化会館に伴う電波障害対策（地上波デジタル)工事			
図名	路線図	仙台遮蔽 1	
縮尺			
測量	平成 年	主任技術者	
設計	平成 年	主任技術者	
南 相 馬 市			

1

2

3



凡　例

シンボル	記　号	名　　称	シンボル	記　号	名　　称	シンボル	記　号	名　　称
	ＨＥ	受信用増幅器		ＴＯ	１分岐器		ＢＬ	分岐線
	ＴＡ	幹線増幅器		ＴＯ	２分岐器		ＤＬ	引込線
	ＴＤＡ	幹線分配増幅器		ＴＯ	４分岐器			電力引込箇所
	ＴＢＡ	幹線分岐増幅器		ＴＯ	２分配器			電路重畳
	ＥＡ	延長増幅器		ＴＯ	４分配器			
	ＰＳ	電源供給器		ＳＢ	保安器			
	ＰＩ	電源挿入器		Ｒ	ダミー抵抗			
	ＤＣ.Ｄ	分岐、分配器		ＴＬ	幹　線			

平成２１年度	工事番号	第	号
（仮称）南相馬市民文化会館に伴う電波障害対策（地上波デジタル）工事			
図名	路線図	仙台遮蔽　２	
縮尺	1/1500		
測量	平成　年	主任技術者	
設計	平成　年	主任技術者	
南　相　馬　市			

1

2

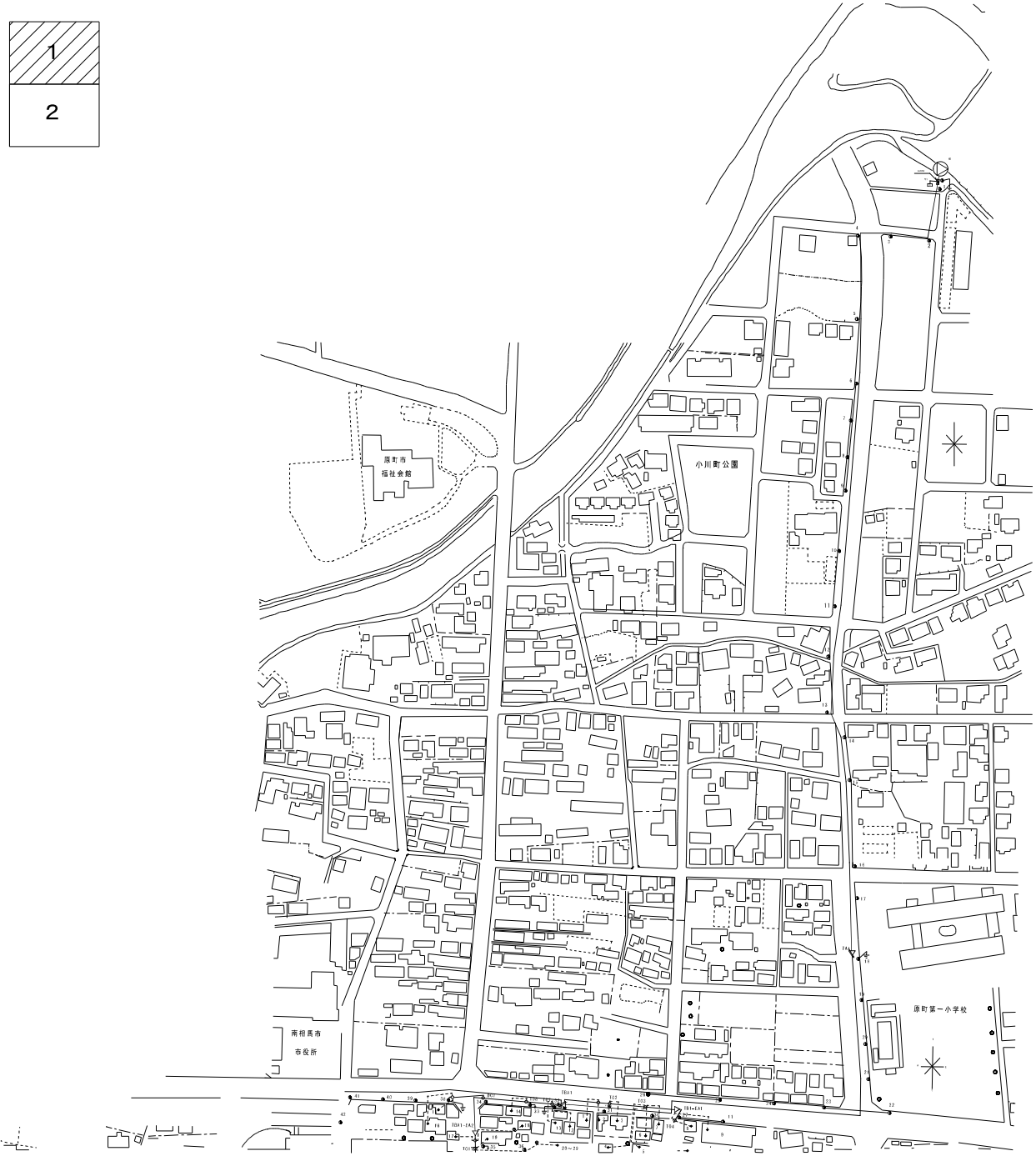
3



凡　例

シンボル	記　号	名　称	シンボル	記　号	名　称	シンボル	記　号	名　称
	ＨＥ	受信用増幅器		ＴＯ	１分岐器		ＢＬ	分岐線
	ＴＡ	幹線増幅器		ＴＯ	２分岐器		ＤＬ	引込線
	ＴＤＡ	幹線分配増幅器		ＴＯ	４分岐器			電力引込箇所
	ＴＢＡ	幹線分岐増幅器		ＴＯ	２分配器			電源重畳
	ＥＡ	延長増幅器		ＴＯ	４分配器			
	ＰＳ	電源供給器		ＳＢ	保安器			
	Ｐ１	電源挿入器		Ｒ	ダミー抵抗			
	ＤＣ，Ｄ	分岐、分配器		ＴＬ	幹　線			

平成２１年度	工事番号　第　　号		
（仮称）南相馬市民文化会館に伴う電波障害対策（地上波デジタル）工事			
図名	路線図　仙台遮蔽　３		
縮尺	1/1500		
測量	平成　年	主任技術者	
設計	平成　年	主任技術者	
南　相　馬　市			



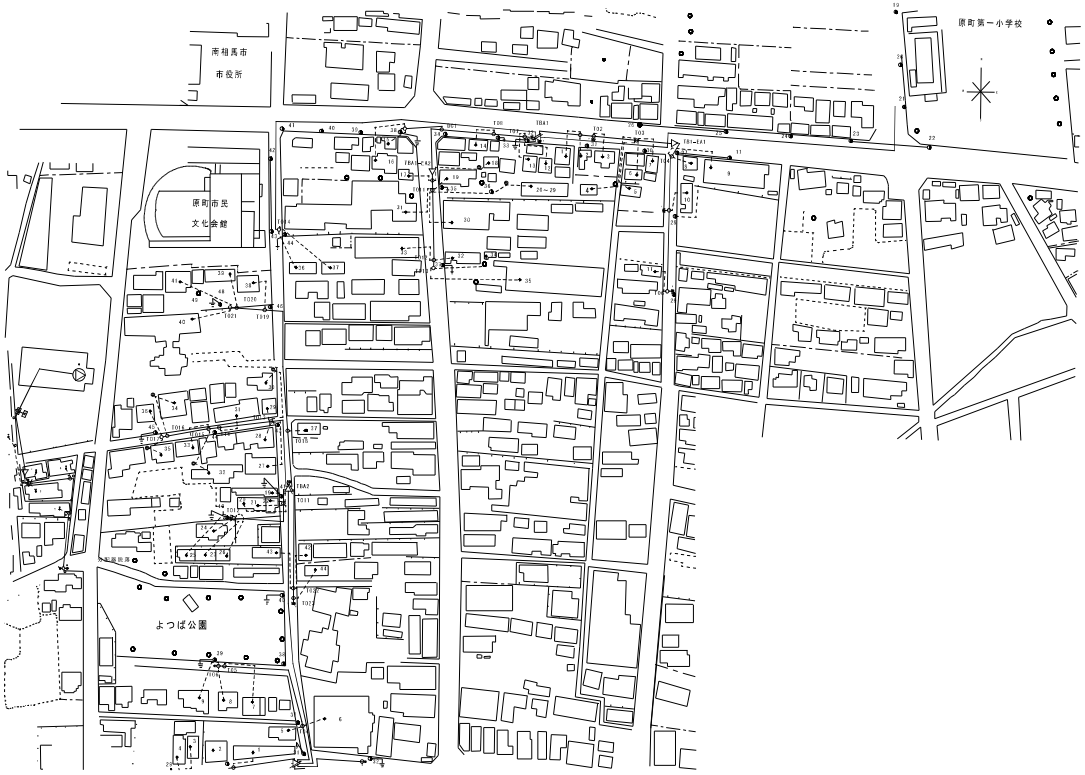
凡　例

シンボル	記　号	名　称	シンボル	記　号	名　称	シンボル	記　号	名　称
	ＨＥ	受信用増幅器		ＴＯ	１分岐器		ＢＬ	分岐線
	ＴＡ	幹線増幅器		ＴＯ	２分岐器		ＤＬ	引込線
	ＴＤＡ	幹線分配増幅器		ＴＯ	４分岐器			電力引込箇所
	ＴＢＡ	幹線分岐増幅器		ＴＯ	２分配器			電源重畳
	ＥＡ	延長増幅器		ＴＯ	４分配器			
	ＰＳ	電源供給器		ＳＢ	保安器			
	Ｐ１	電源挿入器		Ｒ	ダミー抵抗			
	ＤＣ．Ｄ	分岐、分配器		ＴＬ	幹　線			

平成２１年度	工事番号	第	号
（仮称）南相馬市民文化会館に伴う電波障害対策（地上波デジタル）工事			
図名	路線図　原町遮蔽　1		
縮尺	1/1500		
測量	平成　年	主任技術者	
設計	平成　年	主任技術者	
南　相　馬　市			

1

2



凡　例

シンボル	記　号	名　称	シンボル	記　号	名　称	シンボル	記　号	名　称
HE	ＨＥ	受信用増幅器	TO	ＴＯ	１分岐器		ＢＬ	分岐線
TA	ＴＡ	幹線増幅器	TO	ＴＯ	２分岐器		ＤＬ	引込線
TDA	ＴＤＡ	幹線分配増幅器	TO	ＴＯ	４分岐器			電力引込箇所
TBA	ＴＢＡ	幹線分岐増幅器	TO	ＴＯ	２分配器			電源重畳
EA	ＥＡ	延長増幅器	TO	ＴＯ	４分配器			
PS	ＰＳ	電源供給器		ＳＢ	保安器			
P1	Ｐ１	電源挿入器		Ｒ	ダミー抵抗			
DC.D	ＤＣ.Ｄ	分岐、分配器		ＴＬ	幹　線			

平成２１年度	工事番号　第　　号		
（仮称）南相馬市民文化会館に伴う電波障害対策（地上波デジタル）工事			
図名	路線図	原町遮蔽　２	
縮尺	1/1500		
測量	平成　年	主任技術者	
設計	平成　年	主任技術者	
南　相　馬　市			

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の秘密保持）

第２　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の制限）

第３　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

（個人情報の複写及び複製の禁止）

第４　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報を複写及び複製をしてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第５　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第６　受注者は、業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

（事故発生時における報告）

第７　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（契約解除の措置及び損害賠償）

第８　発注者は、受注者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。